

病児・病後児保育事業のご案内



病児・病後児保育とは

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的に、病気の治療中又は回復期にあり、集団保育が適当でなく、かつ、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育のできない児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりする事業です。



病児

病気の治療中で、回復期には至らないが症状が安定している状態



病後児

熱が下がる等、病気の回復期にあり、症状は軽度であるが安静の確保に配慮する必要がある状態

実施施設



病児保育 浅間総合病院

佐久市岩村田 1862-1
☎ 0267-67-2295



病後児保育 岸野保育園

佐久市伴野 1792-1
☎ 0267-63-0123

対象児童

佐久市内または定住自立圏形成協定を締結している自治体（小諸市、軽井沢町、御代田町、立科町、佐久穂町、小海町、北相木村、南相木村、南牧村）に居住する1歳から小学校就学前までの児童で、次の要件に当てはまる場合にご利用いただけます。（お住いの自治体での利用登録が必要です）



保育所等に入所している児童で、病気の治療中又は回復期にあり、医療機関における入院治療を要しないが、集団保育を受けることができない児童



保育所等を利用していない児童で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、冠婚葬祭等の理由により保護者による保育が困難で、病気の治療中又は回復期のため一時保育が受けられない児童

利用定員

各施設とも、原則として1日につき4名

実施日時

月曜日～金曜日、午前8時から午後6時まで
ただし、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。
なお、1度に利用できる期間は、原則として7日以内です。



● 保護者負担金

年齢区分	午前 8 時～正午	正午～午後 4 時	午後 4 時～6 時	給食費
3 歳以上児	450 円	450 円	30 分につき 75 円	日額 400 円 (乳児用ミルク等 を持参の場合は、 この限りでない。)
3 歳未満児	1, 000 円	1, 000 円		

※年齢は、当該年度 4 月 1 日の年齢による。

● 症状による注意点

症状など	特記事項
発熱	高熱の場合は、お預かりできないことがあります。
下痢・嘔吐等	頻繁におこる下痢・嘔吐等の場合はお預かりできません。
眼科・耳鼻科	感染性が高い場合は、お預かりできないことがあります。
外傷	重度な外傷の場合は、お預かりできないことがあります。
感染症	学校保健法に基づくもので、いずれも急性期を過ぎ回復状態になった場合にお預かりできます。

※その他、利用にあたっての注意事項等については、施設へお問合せください。

※急な容態の変化等により保育ができない状態になった場合、保護者へお迎えをお願いすることがあります。

※市内保育所等の在園児については、施設から在園している保育所等へ保育に必要な情報（普段の園生活での様子等）を確認することがあります。

● 保育に必要な持ち物

着替え、おむつ、お尻ふき、汚れものを入れるビニール袋、薬、飲み物（水筒やマグカップ）、お昼寝用バスタオル

※アレルギーや下痢嘔吐がある場合、症状に合わせたお弁当やおやつが必要です。

※持ち物には記名をお願いします。

● 利用の流れ

- ① 事前に登録をしてください。請書（様式第 1 号）をご提出ください。
「病児・病後児保育利用登録申請書」をこども政策課へ提出してください。
(オンライン申請可。一度の登録で小学校就学前まで利用できます。)
- ② 施設へ電話連絡（仮予約）をしてください。
施設へ事前に電話連絡をしていただき、お子さんの容態と利用希望日を伝え、仮予約をしてください。各施設の利用定員は原則 4 名ですので、利用者（予約者）が定員を満たしている場合は利用できません。
- ③ かかりつけ医の診察を受けてください。
かかりつけ医で診察を受け、「診療情報提供書」の作成を依頼してください。
この「診療情報提供書」の作成は、有料となります。
- ④ 施設へ利用申込みをしてください。
施設へ電話連絡をしていただき、利用にあたっての注意事項等の説明を受け、予約の確定をしてください。利用当日に施設へ「病児・病後児保育利用申込書」、「診療情報提供書」、「保護者からの連絡票」をご提出ください。